

環境厚生常任委員会委員長報告

(H 3 0 . 3 . 2 6)

環境厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、**第 2 号議案、平成 3 0 年度 亀岡市国民健康保険事業特別会計予算**は、国民健康保険被保険者の疾病等に関して必要な保険給付を行うための経費であり、療養給付費、高額療養費が主な内容であります。

採決に先立ち、広域化により平成 3 0 年度の国民健康保険料は値下げになるが、国の激変緩和措置がなくなると値上がりする、将来的に禍根を残す制度であるとの反対討論がありました。

採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 3 号議案、平成 3 0 年度 亀岡市休日診療事業特別会計予算**は、休日急病者に対する診療事業を行う経費であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 5 号議案、平成 3 0 年度 亀岡市介護保険事業特別会計予算**は、介護サービス給付事業及び介護予防事業を行うための経費が主なものであります。別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 6 号議案、平成 3 0 年度 亀岡市後期高齢者医療事業特別会計予算**は、後期高齢者医療制度に伴う事業を行うための後期高齢者医療広域連合納付金が主なものであります。

採決に先立ち、高齢者の生活が苦しい状況がある中で、値上げを止める積極的な施策を求めるとの反対討論がありました。

採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 1 1 号議案、平成 3 0 年度 亀岡市病院事業会計予算**は、医業費用が主な内容であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 5 2 号議案、循環型社会推進条例の一部改正**については、受益者負担の原則に基づき、家庭系一般廃棄物等を市の指定する処理施設へ搬入するときに係る手数料を改定するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 5 3 号議案、後期高齢者医療に関する条例の一部改正**については、後期高齢者医療に関する法律の一部改正に伴い、国民健康保険の被保険者で住所地特例の適用を受けている者が後期高齢者医療に加入した場合に特例を引き継ぐこと等の規定を設けるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 5 4 号議案、国民健康保険条例の一部改正**については、平成 3 0 年度から京都府が国民健康保険の財政運営の責任主体となることに伴い必要な規定整備を図るとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額等を改めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 5 5 号議案、厚生会館条例の廃止**については、厚生会館を平成 3 0 年 3 月 3 1 日をもって廃止することに伴い、厚生会館条例を廃止するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 5 6 号議案、亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例の制定**については、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関し基本理念等を定め、障害者と障害者以外の者が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる地域社会を実現することを目的に制定するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 5 7 号議案、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正**については、介護保険法施行規則の一部改正に伴い基準を改めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 5 8 号議案、介護保険条例の一部改正について**は、平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの第 7 期介護保険事業計画の実施に伴い、介護保険料を改定しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 5 9 号議案、亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定については**、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律における介護保険法の一部改正に伴い、基準等を定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、

- ・ **第 6 0 号議案、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について**
- ・ **第 6 1 号議案、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について**

・ **第 6 2 号議案、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について**

の 3 議案は、それぞれ、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴って改正するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 6 3 号議案、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正**については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定整備を図るものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

手話をはじめとした多様なコミュニケーション手段に関する施策を推進

手話言語及び障害者

コミュニケーション

条例の制定

可決（全員賛成）

手話に対する理解の

促進および手話の普及

ならびに多様なコミュニ

ケーション手段の利用

の促進に関し、基本

理念などを定め、手話

をはじめとする多様な

コミュニケーション手

段に関する施策を推進

することにより、障害

者と障害者以外の人々

が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる地域社会を実現することを目的に制定するもの。

【主な質疑】

問 関係団体との意思形成過程は。

答 昨年9月から11月

にかけて3回にわたり、

関係団体の代表者など

から素案作成にあたっ

ての意見をいただいた。

曾我部町、稗田野町に地域包括支援センターを設置

高齢者が住み慣れ

た地域で安心して過ご

すことができるように、

包括的・継続的な支援

を行う地域包括支援セ

ンターが、平成30年度

から曾我部町と稗田野

町に設置される。これ

により、本市の7つの

日常生活圏域全てに地

域包括支援センターが

設置されることとなり、

さらなる利便性・サービ

スの向上が期待できる。